

工事实態調査(工事途中)試行マニュアル

1. 調査の目的

工事实態調査(工事途中)試行マニュアル(以下「本マニュアル」)は、三重県低入札価格調査実施要領第4条第1項四の調査を実施する際の調査方法及び内容を定めるものであり、工事实態調査(工事完成時)試行マニュアル第6項に基づき工事途中に調査を行うことで、工事完成時でのヒアリング調査を補完するとともに、下請け業者等へのしわ寄せなどの実態を事前に把握するために調査を実施するものである。

2. 調査の対象

工事实態調査は、三重県の発注する公共工事のうち、低入札価格調査に該当した対象工事、及び、発注者が必要と認める工事を対象とする。

3. ヒアリング調査の実施時期及び通知等

ヒアリングの時期は、請負者から定期的に提出される書類において、契約通りの支払いが行われていない場合、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第6条(毎月部分払の手続き)に基づく「中間前払金」「出来高部分払」の支払いがあったにも関わらず下請業者に支払いがされていないことが確認された場合、工事請負契約書第11条に基づく「工事履行状況報告書」による進捗状況が1/2を越えた時期に行うことを原則とする。但し、発注者側が必要と認めた場合においては、随時行うこととする。

ヒアリングの実施通知は、「工事实態調査(工事途中)のヒアリング実施について」(様式1)により請負者に通知するものとする。

4. 関係書類の作成及び、準備する資料の整理

(1) 下請(当初・変更)契約毎に提出する書類

- ・工事实態(工事途中)調査票(様式2)

必要に応じて様式は編集してよい。

監督員から、調査票に記載された内容を確認するために、その根拠となる書類の提示若しくは提出を求められた場合は、請負者は提示又は提出するものとする。

(2) 毎月末に提出する書類

- ・工事实態(工事途中)調査票(様式3)

必要に応じて様式は編集してよい。

監督員から、調査票に記載された内容を確認するために、その根拠となる書類の提示若しくは提出を求められた場合は、請負者は提示又は提出するものとする。

(3) ヒアリング調査時に準備する書類

- ・工事实態(工事途中)調査票に記載された内容が確認できる書類
 - イ 下請負人との契約書
 - ロ 下請負人に対し支払いを確認できる書類(領収書等)
 - ハ 発注者から指示のあった書類

5. 基本事項

1) ヒアリング調査の発注者側出席者

発注機関の総務担当、事業担当の内、低入札調査時の担当者を中心に構成する。

2) ヒアリング調査の受注者側出席者

(1) 元請負者

専任の担当技術者、調査票作成者、低入札調査時出席者、当該工事の経理担当者、当該工事の管理部門責任者等、ヒアリング時に提出書類等の内容について責任を持って回答のできる者とする。

(2) 下請負者

当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、ヒアリング時に責任を持って回答のできる者とする。

3) ヒアリング調査の体制

原則として、元請負者、下請負者に対するヒアリングは個別に実施する。

また、日程については必ずしも同日とする必要はなく、ヒアリング順序については、その都度、決定するものとする。

当面の間、下請負者のヒアリング調査の実施は、発注者側の判断で、必要に応じて行うこととする。

6. 工事实態調査の実施に関する受注者への周知

(1) 工事实態調査の実施に関する周知

低入札価格調査制度対象工事については、本マニュアルに基づき、工事实態調査を実施することの周知(説明)をするとともに、請負者に対しその調査に協力することを確約させる。

(2) 工事实態調査の実施通知

工事实態調査(工事途中)に係るヒアリング調査の実施については、『工事实態調査(工事途中)のヒアリング実施について(通知)』(様式-1)により請負者に通知するものとする。

7. 下請業者への支払い等が確認できない場合

下請業者への支払い等が確認できない場合は、請負業者に対し、再度ヒアリング等を実施することがある。

8. 調査に関する費用

ヒアリング調査に要する費用は無償とする。

9. 調査票等に虚偽があった場合

調査票の作成等において虚偽の報告が認められた場合は不誠実な行為と判断することがある。

2007/7/5

(様式 - 1)

第 号
平成 年 月 日

様

事務所長

工事实態調査(工事途中)のヒアリング実施について(通知)

このことについて、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施致します。
つきましては、工事实態調査(工事途中)試行マニュアルに基づく資料を準備してください。

記

1. 対象工事

2. 実施日時及び場所

日時：平成 年 月 日() 時 分

場所：

3. ヒアリング内容

毎月末に提出されている工事实態(工事途中)調査票を中心に、ヒアリングを行います。
工事实態(工事途中)調査票に記載されている内容が確認できる書類をヒアリング調査当日に持参してください。

また、低入札調査価格マニュアルに基づく様式1～14及び添付資料に対する実態についても、回答ができるよう、資料等を用意してください。

また、ヒアリングに当たり、提出可能な資料があれば、当日提出してください。

事務担当

電話

FAX